

## 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の初動対応について

平成29年11月15日

原子力規制庁

### 1. 趣旨

本年9月、中央防災会議幹事会が決定した「「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応」において、本年11月1日から、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)(別紙の「臨時情報②」をいう。)を発表することとなり、東海地震のみに着目した情報(東海地震注意情報及び東海地震予知情報等)の発表は行わないこととなった(別紙)。

この運用変更を踏まえた原子力規制委員会としての初動対応について、以下の方針により対応することとする。

### 2. 対応方針

#### (1) 情報収集・連絡体制の強化

○臨時情報①の発出後、その旨を一斉メール連絡により情報共有する。

○臨時情報②の発出後、情報収集事態や警戒事態に至らない場合においても、自然災害発生時に強化する原子力規制庁の情報収集連絡体制と同様に対応する。また、石渡委員及び原子力規制庁関係職員による情報共有と臨時情報②の分析等を実施できる体制をとる。

○なお、本対応は初動対応手順としてマニュアル等で明確化する。

#### (2) 初動以後の対応

○地震の発生状況や臨時情報②の内容に応じ、情報収集事態、警戒事態に相当するものと判断すれば、初動対応マニュアルの記載に則して対処する。

### 3. 今後の予定

上記の内容を、11月中を目処にマニュアル等の文書において明確化する。なお、今後の政府内(中央防災会議、防災基本計画等)の議論等を考慮し、原子力災害対策指針の内容についても検討し、所要の改正を行う。

#### (参考)

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応(平成29年9月26日、中央防災会議幹事会決定)においては、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から臨時情報②が発表された場合には、政府は以下の対応を行うとされている。

○関係省庁災害警戒会議の開催(関係省庁による今後の取組の確認)

○国民(地域住民)に対する地震への備えの再確認を促すことを目的とした呼びかけ(家具の固定、避難場所・経路の確認等)

○関係省庁による情報収集・連絡体制の確認、

所管施設の災害応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等

## 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」に関する基本的な流れ

(参考)

## 異常な現象(※)が発生

時間の経過

※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

## 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)

臨時情報① ※注

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に発表

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、発生した異常な現象について評価

最短で2時間後程度を想定

## 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)

臨時情報② ※注

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表

以後、随時

## 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)

臨時情報③ ※注

発生した現象及びその評価結果を発表

※南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合には、その旨をお知らせし、情報の発表を終了